

## 第3編 資料

1. 条例・規程
2. 計画策定の経過
3. 計画策定の体制
4. 諮問・答申
5. 策定審議会委員名簿
6. 主な個別計画
7. 市民アンケート結果
8. 基本構想

### ◆フォトコンテスト入賞作品◆



『光昏』撮影：福田孝臣

## 1. 条例・規程

○玉名市総合計画策定審議会条例

平成18年3月27日

条例第2号

(設置)

第1条 玉名市に玉名市総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、玉名市総合計画策定に関する事項について市長の諮問に応じて審議し、及び答申するほか自ら市長に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員25人以内をもって組織する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が適当と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画経営部企画経営課において処理する。

(平19条例3・平22条例1・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月17日条例第1号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、玉名市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(計画策定の方針)

第 2 条 総合計画は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の実現を図るため、市民の総意を反映させた計画を策定するよう努めなければならない。

## 第 2 章 組織

(設置)

第 3 条 総合計画を策定するため次の委員会を置く。

- (1) 総合計画起案委員会
- (2) 総合計画調整委員会

2 前項各号の委員会の委員は、職員のうちから市長が任命する。

(起案委員会)

第 4 条 総合計画起案委員会(以下「起案委員会」という。)は、委員長及び委員若干人をもって組織する。

2 委員長は、企画経営部企画経営課長の職にある者をもって充てる。

(平 19 訓令 12・平 22 訓令 1・一部改正)

(起案委員会の職務)

第 5 条 起案委員会の委員(以下「起案委員」という。)は、上司の命を受けて所属する課における次に掲げる事務を処理する。

- (1) 総合計画に含まれるべき事務事業の計画及び方針の企画、調査、指導、審査及び連絡調整に関すること。
- (2) 総合計画について必要な資料の収集及び審理に関すること。
- (3) その他総合計画に関する必要な事項

(資料の要求)

第 6 条 起案委員は、職務執行上必要があるときは、関係職員に対し資料の提出又は事務事業の内容の説明を求めることができる。

(起案委員会の招集)

第 7 条 起案委員会は、必要の都度委員長が招集し、会議の議長となる。

(調整委員会)

第 8 条 総合計画調整委員会(以下「調整委員会」という。)は、委員長及び委員若干人をもって組織する。

2 委員長は、企画経営部長の職にある者をもって充てる。

(平 19 訓令 12・平 22 訓令 1・一部改正)

(調整委員会の職務)

第9条 調整委員会は、起案委員会で作成した各部課の基本計画案を総合的に審査、調整及び指導するものとする。

2 調整委員会は、実施計画を実施するに当たり、1年ごとに事業の進ちよく状況に応じ、実施計画を適宜調整指導するものとする。

(調整委員会の招集)

第10条 調整委員会は、必要の都度委員長が招集し、会議の議長となる。

### 第3章 基本計画及び実施計画

(基本計画)

第11条 基本計画は、各部課の実施計画その他の事務事業計画を基本としてこれを総合的見地から立案計画するものとする。

2 基本計画は、起案委員会が作成した基本計画案を調整委員会で調整して原案を作成し、庁議を経て市長が別に定める玉名市総合計画策定審議会に諮問するものとする。

(実施計画)

第12条 実施計画は、基本計画に基づいて毎年度策定する。

2 実施計画は、基本計画に従い起案委員会が作成した計画案を調整委員会で調整して原案を作成し、庁議を経て市長が決定する。

### 第4章 雑則

(参考資料の送付)

第13条 各部課長は、総合計画に関する事務の参考となると考えられる資料は、企画経営部企画経営課長に送付するものとする。

2 企画経営部企画経営課長は、各部課の事務の参考となると考えられる資料は速やかに各部課長に送付するものとする。

(平19訓令12・平22訓令1・一部改正)

(庶務)

第14条 各委員会の庶務は、企画経営部企画経営課において処理する。

(平19訓令12・平22訓令1・一部改正)

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、総合計画策定に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日訓令第12号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日訓令第1号)

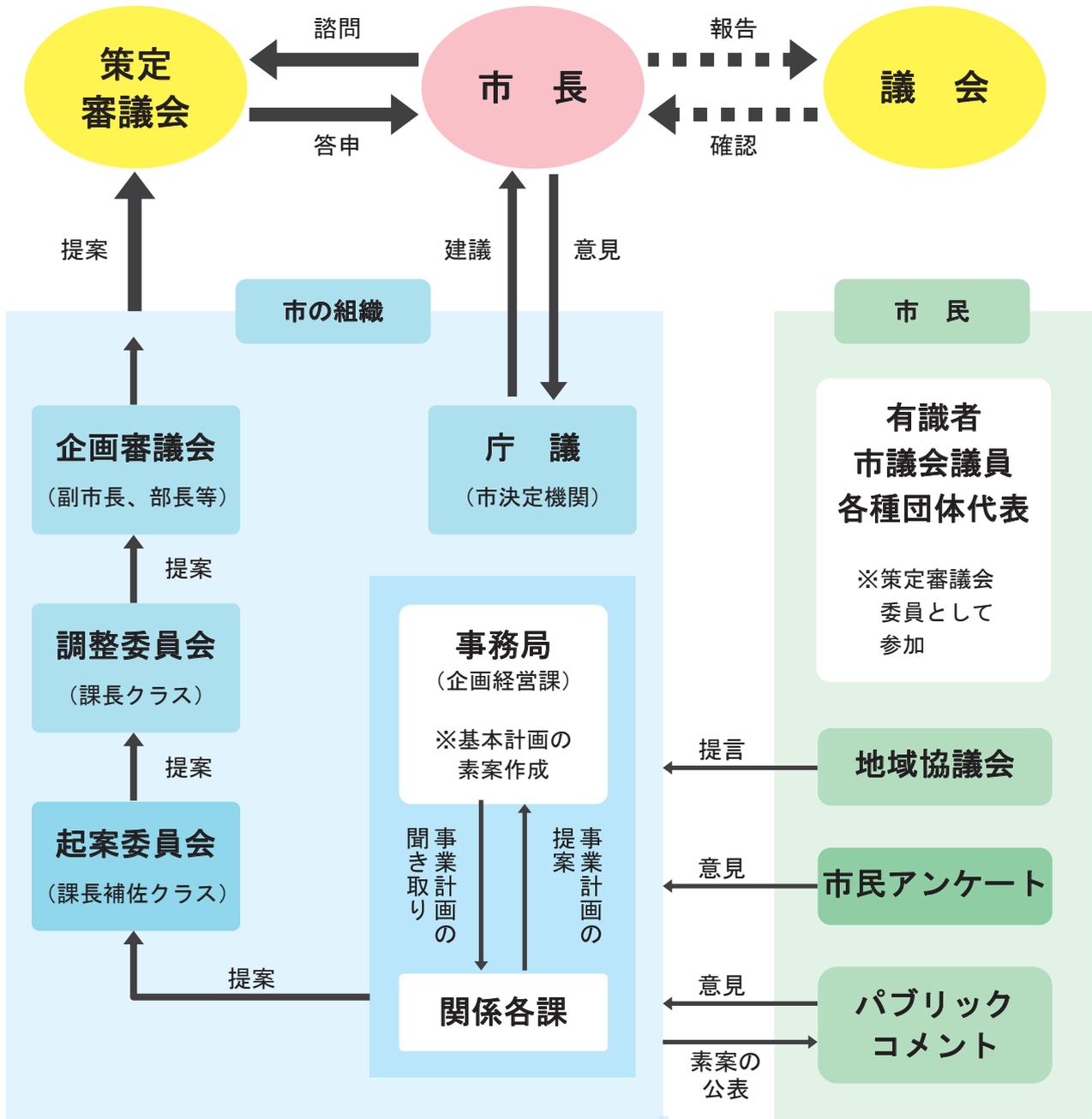
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

## 2. 計画策定の経過

期 日	項 目
平成 23 年 5 月 26 日	総合計画調整委員会委員及び総合計画起案委員会委員の任命
平成 23 年 6 月 6 日	玉名地域協議会 ・協議会委員へ提言のお願い
平成 23 年 6 月 30 日	横島地域協議会 ・協議会委員へ提言のお願い
平成 23 年 7 月 1 日 ～ 7 月 31 日	市民アンケート調査の実施 ・無作為抽出による市民 5,000 名を対象
平成 23 年 7 月 11 日	天水地域協議会 ・協議会委員へ提言のお願い
平成 23 年 7 月 22 日	第 1 回玉名市総合計画策定審議会 ・策定審議会委員の委嘱 ・策定審議会へ後期基本計画の諮問
平成 23 年 7 月 31 日	岱明地域協議会 ・協議会委員へ提言のお願い
平成 23 年 9 月 1 日 ～ 9 月 30 日	後期基本計画への掲載写真の募集 ・テーマ：「わたしのお気に入りの“玉名”の風景」
平成 23 年 10 月 3 日	第 2 回玉名市総合計画策定審議会
平成 23 年 11 月 10 日	第 3 回玉名市総合計画策定審議会
平成 23 年 11 月 15 日 ～ 12 月 14 日	後期基本計画の素案のパブリックコメントの実施 ・「主要施策の概要」の部分に限る。
平成 23 年 12 月 5 日	第 4 回玉名市総合計画策定審議会
平成 24 年 1 月 12 日	企画審議会
平成 24 年 1 月 20 日	第 5 回玉名市総合計画策定審議会 ・後期基本計画（案）の承認
平成 24 年 1 月 25 日	答申 ・玉名市総合計画策定審議会から後期基本計画の答申
平成 24 年 1 月 31 日	庁議

### 3. 計画策定の体制

後期基本計画は次の体制により策定しました。



## 4. 諮問・答申

### ●諮問

玉市企第131号  
平成23年7月22日

玉名市総合計画策定審議会  
会長 安藤 学 様

玉名市長 高 寄 哲 哉

#### 玉名市総合計画策定に関する事項について（諮問）

玉名市総合計画策定審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

#### 記

##### 1 諮問事項

第1次玉名市総合計画後期基本計画の策定について



諮問

●答申

平成24年1月25日

玉名市長 高 崙 哲 哉 様

玉名市総合計画策定審議会  
会 長 安 藤 学

玉名市総合計画策定に関する事項について（答申）

平成23年7月22日付け玉市企第131号で諮問のありました玉名市総合計画後期基本計画（案）について、慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり取りまとめましたので、ここに答申します。

なお、後期基本計画の推進にあたっては、答申並びに審議の過程において出された総合計画策定審議会委員の意見、市民からの施策提言、市民アンケート調査及びパブリックコメントの結果など、市民の意見を十分に反映していただき、将来像の実現に向け最善を尽くされるよう要望します。

また、後期基本計画の実現に向けて推進体制の確立を図るとともに、その進行管理についても誠実かつ適正に実施されるよう要望します。

記

- 1 後期基本計画の「現状と課題」及び「施策の方針」・・・別添
- 2 後期基本計画の「主要施策の概要」・・・別添



答申

## 5. 策定審議会委員名簿

	氏名	役職等
会長	安藤 学	九州看護福祉大学教授
副会長	渡邊 宣二	玉名市区長会協議会副会長
委員	福田 友明	玉名市議会議員
〃	内田 靖信	玉名市議会議員
〃	横手 良弘	玉名市議会議員
〃	福嶋 譲治	玉名市議会議員
〃	永野 忠弘	玉名市議会議員
〃	松本 重美	玉名市議会議員
〃	中尾 嘉男	玉名市議会議員
〃	村山 栄一	熊本県玉名地域振興局局长
〃	高尾 美智恵	玉名市民生委員児童委員連絡協議会玉名市第1民生委員
〃	山口 幹雄	玉名市文化協会会長
〃	水本 利恵子	玉名国際交流協会理事
〃	城内 孝義	玉名農業協同組合代表理事組合長
〃	岩田 政己	岱明漁業協同組合理事
〃	木村 啓一	玉名商工会議所経済委員会副委員長
〃	田尻 君子	玉名市商工会理事
〃	草村 幸寛	玉名観光協会副会長
〃	中島 隆徳	玉名市老人クラブ連合会会長
〃	平野 幸人	玉名ロータリークラブ会長（平成23年10月2日まで）
〃	村上 弘	玉名ロータリークラブ会長（平成23年10月3日から）
〃	山田 勝徳	玉名青年会議所理事長
〃	宮川 美紀	玉名市PTA連絡協議会家庭教育部長
〃	才藤 和子	玉名市次世代育成支援行動計画運営協議会委員
〃	早木 チサ	玉名市ボランティア連絡協議会理事
〃	藤井 重子	玉名地球温暖化対策地域協議会環境応援団エコの環たまな理事

### 6. 主な個別計画

#### 第1章 便利で快適なまちづくり

- 玉名市都市計画マスタープラン  
策定から概ね20年／平成26年3月策定予定
- 玉名市生活交通ネットワーク計画（仮称）  
平成25年4月～平成28年3月／平成25年3月策定予定
- 新幹線新玉名駅周辺整備構想  
計画期間の定めなし／平成14年7月策定
- 新玉名（仮称）駅周辺地域等整備基本計画 ※熊本県・玉名市協定  
計画期間の定めなし／平成18年2月策定
- 玉名市公営住宅等長寿命化計画  
平成23年3月～平成32年3月／平成23年3月策定
- 熊本県住宅・住環境整備計画（熊本県全地域住宅計画）  
平成23年4月～平成28年3月／平成23年3月策定
- 玉名市情報化推進計画  
平成25年4月～平成30年3月／平成25年3月策定予定

#### 第2章 人と自然にやさしい環境のまちづくり

- 玉名市環境基本計画  
平成26年4月～平成31年3月／平成26年3月策定予定
- 玉名市地球温暖化対策実行計画書  
平成26年4月～平成31年3月／平成26年3月策定予定
- 玉名市し尿処理計画  
平成20年1月策定済み／平成20年1月策定
- 玉名市水道ビジョン  
平成21年4月～平成31年3月／平成21年度策定
- 玉名市公共下水道基本計画  
平成22年4月～平成35年3月／平成22年3月策定

### 第3章 人をはぐくむまちづくり

- 玉名市教育振興基本計画  
平成22年度～平成26年度／平成22年3月策定
- 玉名市文化振興基本計画  
策定から概ね10年／平成27年3月策定予定

### 第4章 活力とにぎわいのある産業まちづくり

- 農業振興基本計画  
平成28年1月～平成32年12月／平成27年12月策定予定
- 玉名市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想  
平成23年9月～平成33年3月／平成23年9月策定
- 玉名市農業振興整備計画書  
平成28年1月～平成32年12月／平成27年12月策定予定
- 玉名市酪農・肉用生産（酪農、肉用牛生産）近代化計画  
平成27年4月～平成37年3月／平成27年1月策定予定
- 玉名市森林整備計画  
平成22年4月～平成33年3月（10年計画の5年更新）  
平成24年3月見直し（法改正に伴う変更）
- 玉名市中心市街地活性化基本計画  
（計画期間の定めなし）※概ね10程度で見直し／平成26年3月見直し予定
- 玉名市ブランド推進計画（仮称）  
平成25年4月～平成28年3月／平成25年3月策定予定

### 第5章 いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

- 特定健康診査等実施計画  
平成25年4月～平成30年3月／平成25年3月策定予定
- 健康玉名21（健康日本21地方版）  
平成25年4月～平成30年3月／平成25年3月策定予定
- 第2次玉名市食育推進計画  
平成24年4月～平成29年3月／平成24年3月策定
- 玉名市地域福祉計画  
平成25年4月～平成29年3月／平成25年3月策定予定
- 玉名市障がい者福祉計画  
平成25年4月～平成29年3月／平成25年3月策定予定
- 玉名市障がい福祉計画  
平成24年4月～平成26年3月／平成24年3月策定
- 玉名市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画  
平成24年4月～平成27年3月／平成24年3月策定

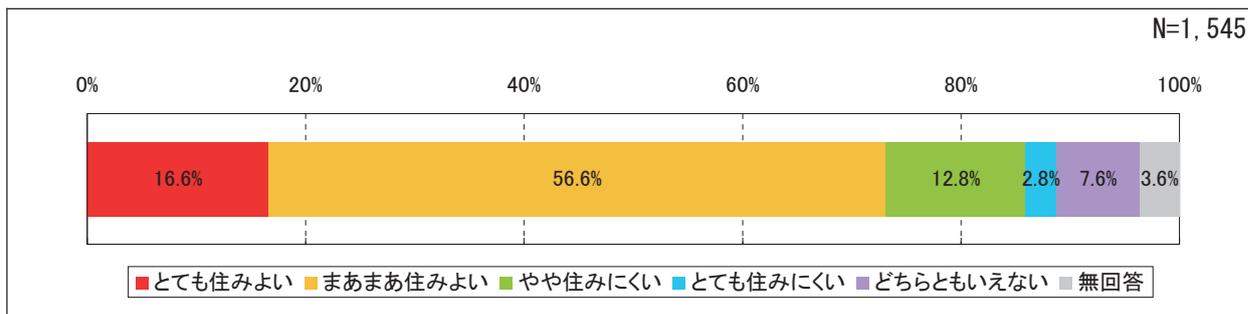
### 第6章 みんなで進める協働のまちづくり

- 第2次玉名市行政改革大綱  
平成24年4月～平成29年3月／平成24年3月策定
- 玉名市アウトソーシング計画  
平成23年2月～平成26年3月／平成23年2月策定
- 玉名市公共施設適正配置計画  
計画期間の定めなし／平成25年3月策定予定
- 玉名市市民協働推進指針（仮称）  
策定から概ね5年／平成26年3月策定予定
- 玉名市人権教育・啓発基本計画  
平成20年4月～平成30年3月／平成20年3月策定
- 第2次玉名市男女共同参画計画  
平成25年4月～平成30年3月／平成25年3月策定予定
- 第2次玉名市職員研修基本計画  
平成24年4月～平成28年3月／平成24年4月策定予定
- 第2次玉名市職員定員適正化計画  
平成22年4月～平成29年3月／平成22年4月策定

## 7. 市民アンケート結果

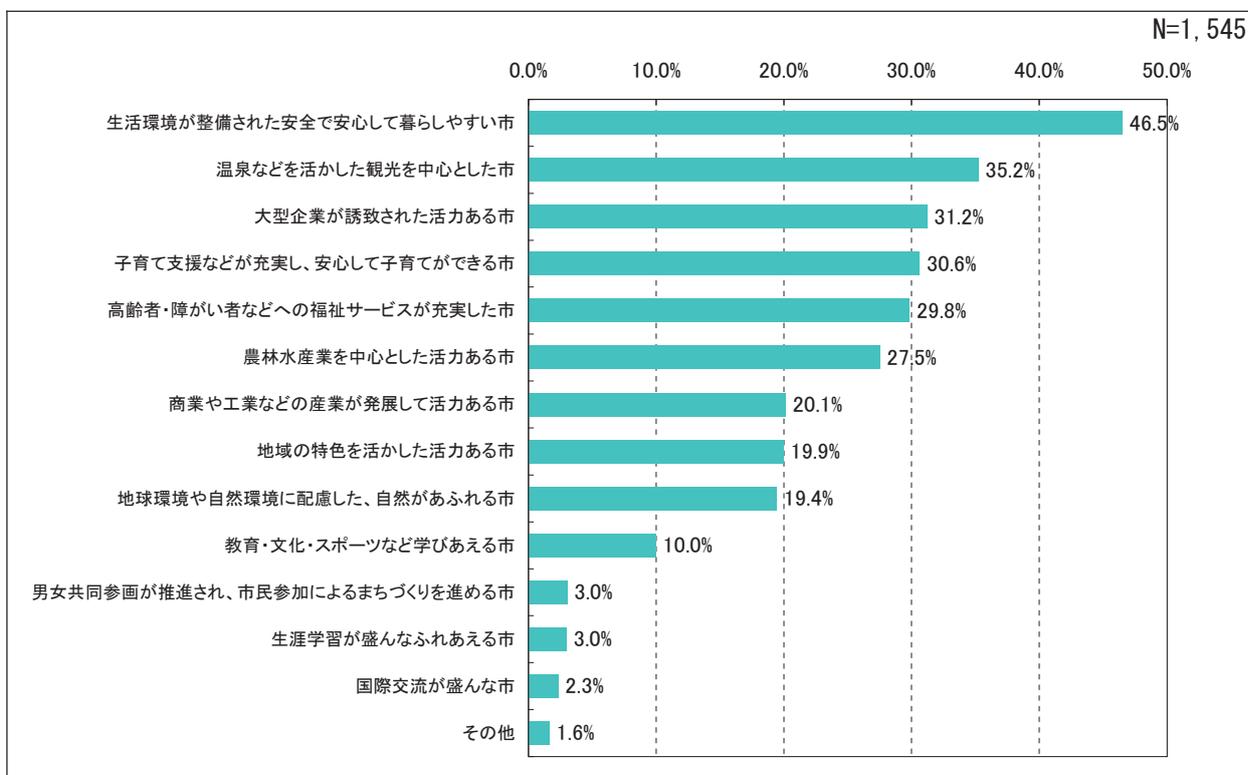
実施	平成 23 年 7 月 1 日～7 月 31 日
対象	無作為抽出による市民 5,000 人
配布方法	郵送による配布・回収
回収数	1,545 人、回収率 30.9%

問 玉名市（あなたの住んでいる地区）の住み心地についてどう思いますか。



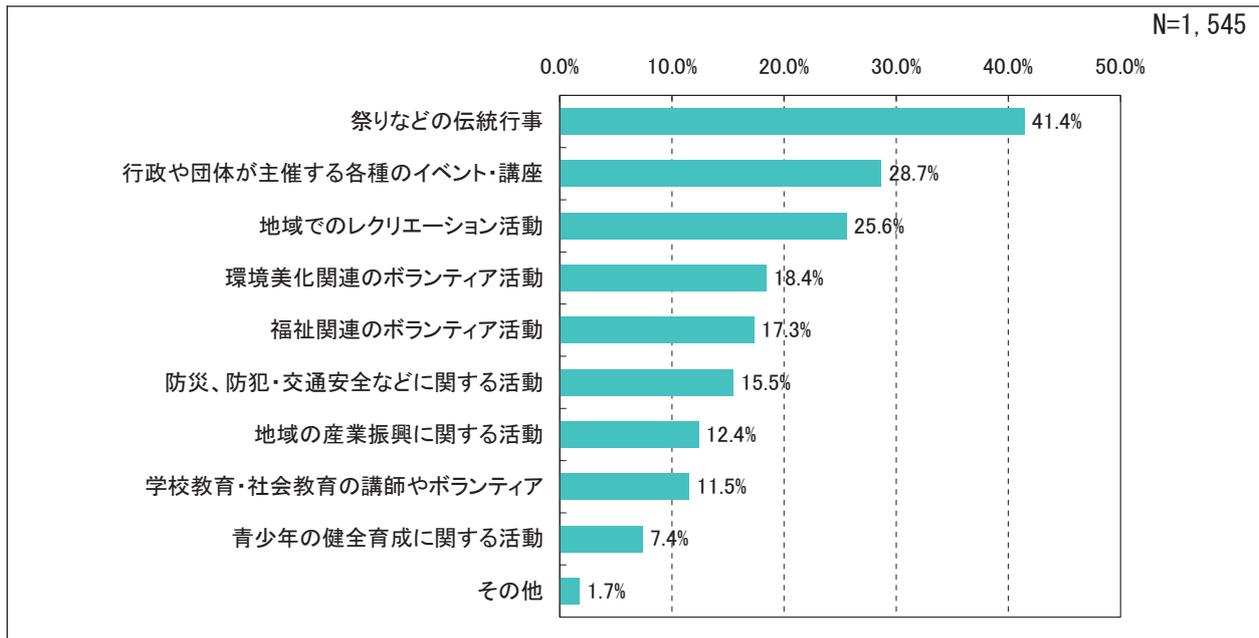
- ・「とても住みよい」と回答した人は全体の 16.6%、「まあまあ住みよい」と回答した人は 56.6% となっている。「住みよい」と回答した人の割合が 73.2%を占めている。

問 玉名市の将来あるべき都市像（将来像）はどのようなものだと思いますか。（3つまで○）



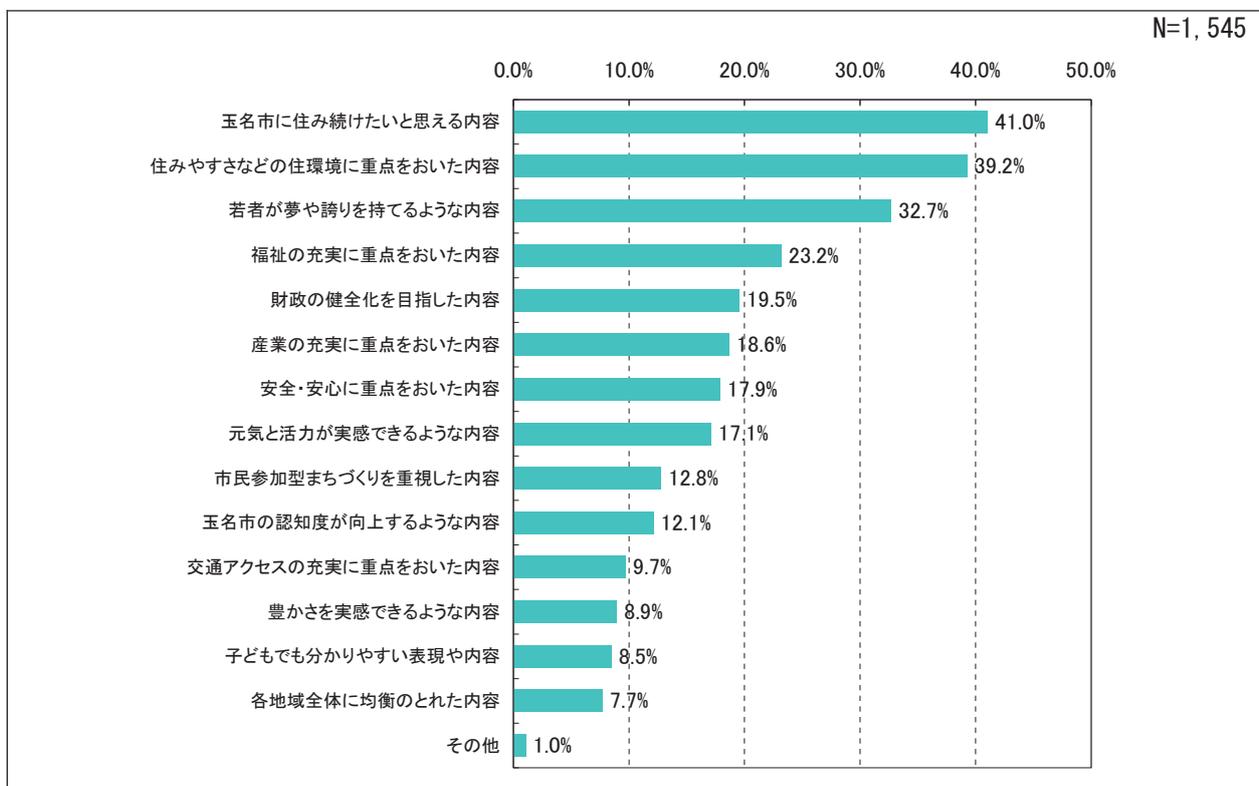
- ・「生活環境が整備された安全で安心して暮らしやすい市」と回答した人は全体の 46.5%、「温泉などを活かした観光を中心とした市」と回答した人は 35.2%、「大型企業が誘致された活力ある市」と回答した人は 31.2%となっている。

問 まちづくり活動のなかで、興味があるもの・参加してみたいものはどれですか。  
(あてはまるものすべてに○)



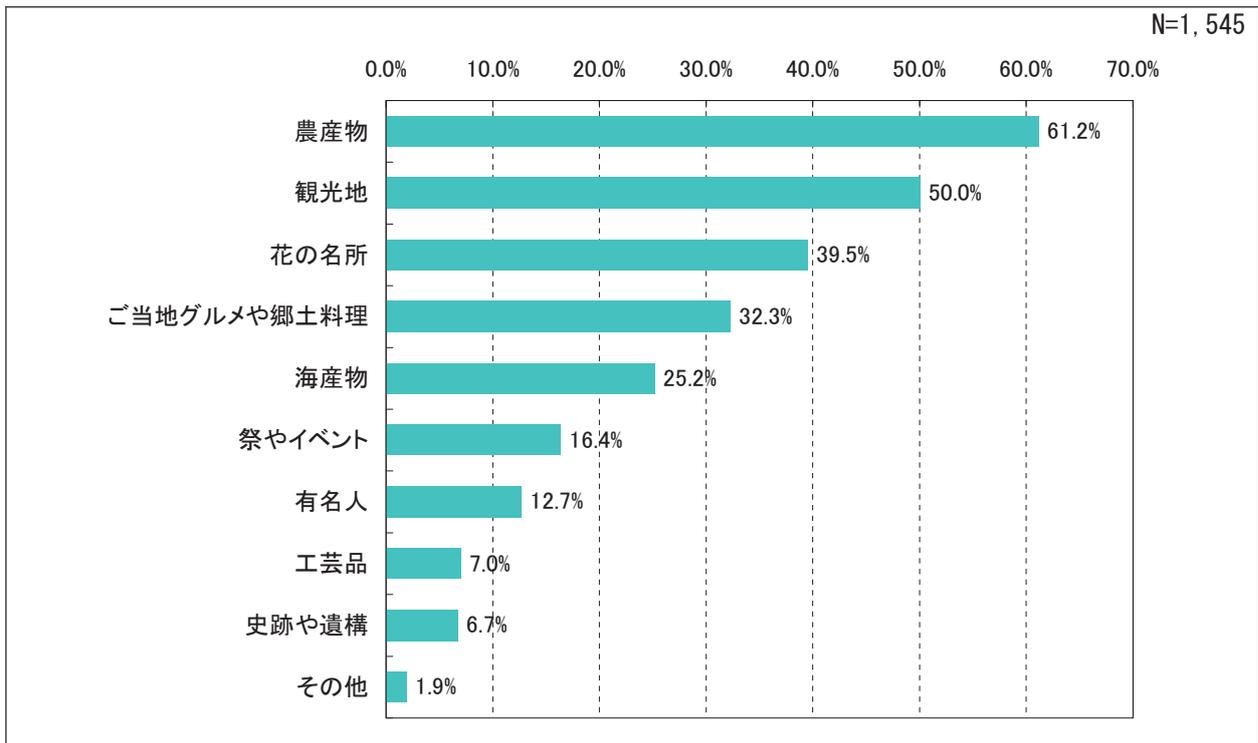
・「祭りなどの伝統行事」が41.4%と全体の4割を占めている。次いで「行政や団体が主催する各種のイベント・講座」28.7%、「地域でのレクリエーション活動」25.6%となっている。

問 今年度に策定される「玉名市総合計画」に盛り込んで欲しい事項や考え方はどのようなものですか。(3つまで○)



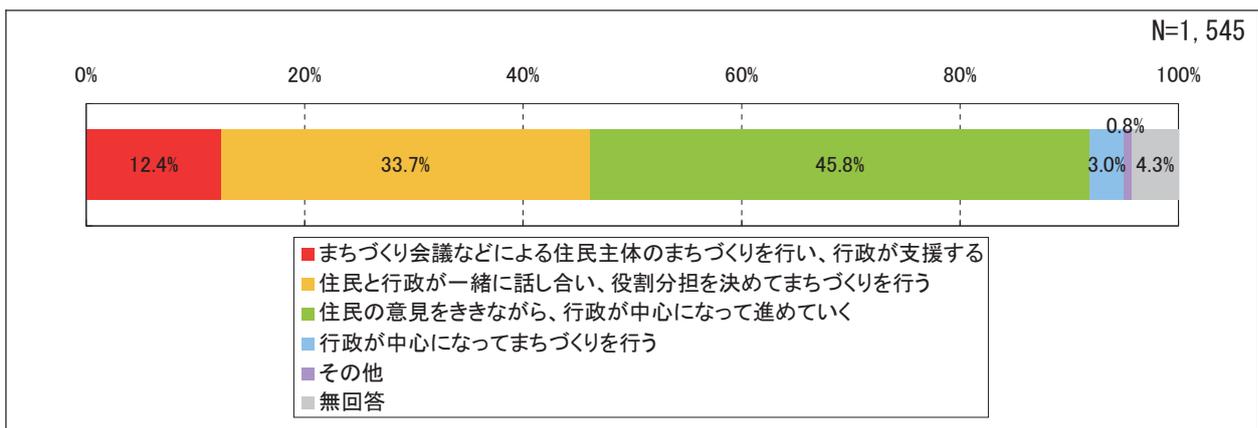
・「玉名市に住み続けたいと思える内容」が最も高く41.0%、次いで「住みやすさなどの住環境に重点をおいた内容」39.2%、「若者が夢や誇りを持てるような内容」32.7%となっている。

問 全国にアピールできる玉名市のイメージとして、あなたがふさわしい資源と思うものは何ですか。また、各資源であなたが支持するものや場所ありましたらご記入ください。(3つまで○)



- ・「みかん、イチゴ、トマト、メロンなどの農産物」が最も高く 61.2%、次いで「玉名温泉、草枕の里、松原海水浴場などの観光地」50.0%、「高瀬裏川の花しょうぶ、蛇ヶ谷公園の桜、山田の藤などの花の名所」39.5%となっている。

問 将来的に、玉名市における市政への住民参加はどのような形になればよいと思いますか。(1つだけに○)



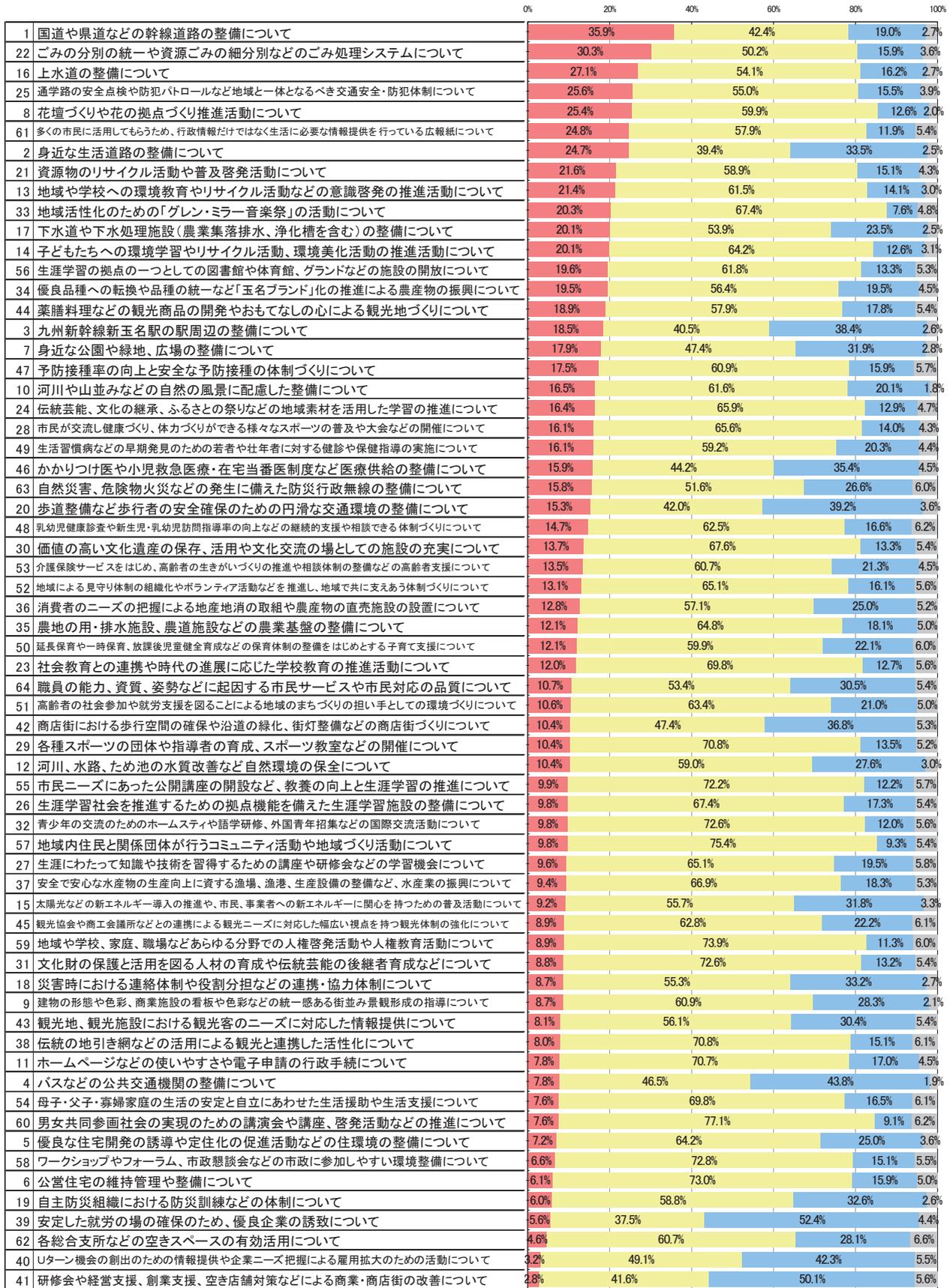
- ・「住民の意見をききながら、行政が中心になって進めていく」が45.8%と最も高く、次いで「住民と行政と一緒に話し合い、役割分担を決めてまちづくりを行う」が33.7%となっている。



現状強化維持分野	1	国道や県道などの幹線道路の整備について
	2	身近な生活道路の整備について
	10	河川や山並みなどの自然の風景に配慮した整備について
	13	地域や学校への環境教育やリサイクル活動などの意識啓発の推進活動について
	14	子どもたちへの環境学習やリサイクル活動、環境美化活動の推進活動について
	16	上水道の整備について
	17	下水道や下水処理施設（農業集落排水、浄化槽を含む）の整備について
	21	資源物のリサイクル活動や普及啓発活動について
	22	ごみの分別の統一や資源ごみの細分別などのごみ処理システムについて
	25	通学路の安全点検や防犯パトロールなど地域と一体となるべき交通安全・防犯体制について
	34	優良品種への転換や品種の統一など「玉名ブランド」化の推進による農産物の振興について
	47	予防接種率の向上と安全な予防接種の体制づくりについて
	48	乳幼児健康診査や新生児・乳幼児訪問指導率の向上などの継続的支援や相談できる体制づくりについて
	49	生活習慣病などの早期発見のための若者や壮年者に対する健診や保健指導の実施について
	重点改善分野	52
53		介護保険サービスをはじめ、高齢者の生きがいづくりの推進や相談体制の整備など的高齢者支援について
3		九州新幹線新玉名駅の駅周辺の整備について
4		バスなどの公共交通機関の整備について
12		河川、水路、ため池の水質改善など自然環境の保全について
15		太陽光などの新エネルギー導入の推進や、市民、事業者への新エネルギーに関心を持つための普及活動について
18		災害時における連絡体制や役割分担などの連携・協力体制について
19		自主防災組織における防災訓練などの体制について
20		歩道整備など歩行者の安全確保のための円滑な交通環境の整備について
39		安定した就労場の確保のため、優良企業の誘致について
40		Uターン機会の創出のための情報提供や企業ニーズ把握による雇用拡大のための活動について
41		研修会や経営支援、創業支援、空き店舗対策などによる商業・商店街の改善について
42		商店街における歩行空間の確保や沿道の緑化、街灯整備などの商店街づくりについて
43		観光地、観光施設における観光客のニーズに対応した情報提供について
経過監視分野		46
	50	延長保育や一時保育、放課後児童健全育成などの保育体制の整備をはじめとする子育て支援について
	51	高齢者の社会参加や就労支援を図ることによる地域のまちづくりの担い手としての環境づくりについて
	63	自然災害、危険物火災などの発生に備えた防災行政無線の整備について
	64	職員の能力、資質、姿勢などに起因する市民サービスや市民対応の品質について
	5	優良な住宅開発の誘導や定住化の促進活動などの住環境の整備について
	6	公営住宅の維持管理や整備について
	7	身近な公園や緑地、広場の整備について
	9	建物の形態や色彩、商業施設の看板や色彩などの統一感ある街並み景観形成の指導について
	11	ホームページなどの使いやすさや電子申請の行政手続について
	26	生涯学習社会を推進するための拠点機能を備えた生涯学習施設の整備について
	27	生涯にわたって知識や技術を習得するための講座や研修会などの学習機会について
	36	消費者のニーズの把握による地産地消の取組や農産物の直売施設の設置について
	37	安全で安心な水産物の生産向上に資する漁場、漁港、生産設備の整備など、水産業の振興について
	現状維持分野	38
45		観光協会や商工会議所などとの連携による観光ニーズに対応した幅広い視点を持つ観光体制の強化について
54		母子・父子・寡婦家庭の生活の安定と自立にあわせた生活援助や生活支援について
58		ワークショップやフォーラム、市政懇談会などの市政に参加しやすい環境整備について
62		各総合支所などの空きスペースの有効活用について
8		花壇づくりや花の拠点づくり推進活動について
23		社会教育との連携や時代の進展に応じた学校教育の推進活動について
24		伝統芸能、文化の継承、ふるさとの祭りなどの地域素材を活用した学習の推進について
28		市民が交流し健康づくり、体力づくりができる様々なスポーツの普及や大会などの開催について
29		各種スポーツの団体や指導者の育成、スポーツ教室などの開催について
30		価値の高い文化遺産の保存、活用や文化交流の場としての施設の充実について
31		文化財の保護と活用を図る人材の育成や伝統芸能の後継者育成などについて
32		青少年の交流のためのホームステイや語学研修、外国青年招集などの国際交流活動について
33		地域活性化のための「グレン・ミラー音楽祭」の活動について
35		農地の用・排水施設、農道施設などの農業基盤の整備について
44	薬膳料理などの観光商品の開発やおもてなしの心による観光地づくりについて	
55	市民ニーズにあった公開講座の開設など、教養の向上と生涯学習の推進について	
56	生涯学習の拠点の一つとしての図書館や体育館、グランドなどの施設の開放について	
57	地域内住民と関係団体が行うコミュニティ活動や地域づくり活動について	
59	地域や学校、家庭、職場などあらゆる分野での人権啓発活動や人権教育活動について	
60	男女共同参画社会の実現のための講演会や講座、啓発活動などの推進について	
61	多くの市民に活用してもらうため、行政情報だけではなく生活に必要な情報提供を行っている広報紙について	

# 第3編 資料

## ②施策に対する満足度



■ : 満足派 ■ : 普通 ■ : 不満足派 ■ : 無回答

### ③施策における重要度

	0%	20%	40%	60%	80%	100%
39 安定した就労の確保のため、優良企業の誘致について	72.6%				19.4%	2.2% 6.8%
46 かかりつけ医や小児救急医療・在宅当番医制度など医療供給の整備について	71.6%				21.4%	1.2% 9.9%
20 歩道整備など歩行者の安全確保のための円滑な交通環境の整備について	69.4%				22.7%	1.4% 6.5%
18 災害時における連絡体制や役割分担などの連携・協力体制について	68.1%				25.7%	1.8% 4.4%
25 通学路の安全点検や防犯パトロールなど地域と一体となるべき交通安全・防犯体制について	65.4%				27.2%	1.4% 6.0%
40 Uターン機会の創出のための情報提供や企業ニーズ把握による雇用拡大のための活動について	65.4%				26.1%	1.9% 6.6%
41 研修会や経営支援、創業支援、空き店舗対策などによる商業・商店街の改善について	64.9%				25.8%	3.1% 6.1%
63 自然災害、危険物火災などの発生に備えた防災行政無線の整備について	63.8%				26.9%	1.7% 7.6%
19 自主防災組織における防災訓練などの体制について	63.0%				30.4%	2.3% 4.3%
50 延長保育や一時保育、放課後児童健全育成などの保育体制の整備をはじめとする子育て支援について	61.7%				30.2%	1.3% 6.8%
2 身近な生活道路の整備について	61.5%				29.8%	3.3% 6.4%
1 国道や県道などの幹線道路の整備について	60.3%				28.7%	4.7% 6.3%
15 太陽光などの新エネルギー導入の推進や、市民、事業者への新エネルギーに関心を持つための普及活動について	59.9%				31.2%	4.1% 4.8%
53 介護保険サービスをはじめ、高齢者の生きがいづくりの推進や相談体制の整備など高齢者支援について	59.4%				32.4%	2.3% 6.9%
64 職員の能力、資質、姿勢などに起因する市民サービスや市民対応の品質について	59.2%				32.0%	1.2% 7.5%
49 生活習慣病などの早期発見のための若者や壮年者に対する健診や保健指導の実施について	59.1%				33.4%	1.6% 6.0%
17 下水道や下水処理施設（農業集落排水、浄化槽を含む）の整備について	58.7%				34.7%	1.9% 7.7%
47 予防接種率の向上と安全な予防接種の体制づくりについて	58.7%				33.2%	1.1% 7.0%
48 乳幼児健康診査や新生児・乳幼児訪問指導率の向上などの継続的支援や相談できる体制づくりについて	57.8%				34.0%	1.2% 6.9%
34 優良品種への転換や品種の統一など「玉名ブランド」化の推進による農産物の振興について	57.5%				32.6%	3.3% 6.7%
42 商店街における歩行空間の確保や沿道の緑化、街灯整備などの商店街づくりについて	57.5%				32.8%	3.8% 6.0%
22 ごみの分別の統一や資源ごみの細分別などのごみ処理システムについて	56.5%				35.3%	1.6% 6.6%
3 九州新幹線新玉名駅の駅周辺の整備について	55.2%		30.0%		10.0%	4.8%
12 河川、水路、ため池の水質改善など自然環境の保全について	55.2%				37.2%	2.5% 1.1%
43 観光地、観光施設における観光客のニーズに対応した情報提供について	55.2%				35.2%	2.6% 7.0%
16 上水道の整備について	54.4%				38.3%	2.1% 5.2%
51 高齢者の社会参加や就労支援を図ることによる地域のまちづくりの担い手としての環境づくりについて	53.7%				37.5%	2.8% 6.0%
21 資源物のリサイクル活動や普及啓発活動について	53.1%				38.1%	1.7% 7.0%
14 子どもたちへの環境学習やリサイクル活動、環境美化活動の推進活動について	52.2%				40.5%	1.9% 4.4%
13 地域や学校への環境教育やリサイクル活動などの意識啓発の推進活動について	51.0%				41.7%	2.1% 5.2%
36 消費者のニーズの把握による地産地消の取組や農産物の直売施設の設置について	50.3%				39.9%	2.5% 7.3%
52 地域による見守り体制の組織化やボランティア活動などを推進し、地域で共に支えあう体制づくりについて	50.2%				41.0%	2.3% 6.5%
4 バスなどの公共交通機関の整備について	49.6%				38.8%	6.1% 5.4%
10 河川や山並みなどの自然の風景に配慮した整備について	48.5%				42.8%	4.3% 4.4%
37 安全で安心な水産物の生産向上に資する漁場、漁港、生産設備の整備など、水産業の振興について	47.3%				43.4%	2.6% 6.7%
45 観光協会や商工会議所などの連携による観光ニーズに対応した幅広い視点を持つ観光体制の強化について	46.9%				41.8%	4.4% 6.9%
54 母子・父子・寡婦家庭の生活の安定と自立にあわせた生活援助や生活支援について	46.3%				43.9%	3.2% 6.7%
7 身近な公園や緑地、広場の整備について	46.1%				43.7%	4.7% 5.6%
23 社会教育との連携や時代の進展に応じた学校教育の推進活動について	45.2%				46.0%	1.4% 7.4%
35 農地の用・排水施設、農道施設などの農業基盤の整備について	45.1%				45.4%	2.9% 6.5%
61 多くの市民に活用してもらうため、行政情報だけでなく生活に必要な情報提供を行っている広報誌について	44.1%				44.3%	3.5% 8.0%
56 生涯学習の拠点の一つとしての図書館や体育館、グラウンドなどの施設の開放について	42.4%				48.0%	3.4% 6.3%
44 薬膳料理などの観光商品の開発やおもてなしの心による観光地づくりについて	41.9%				42.8%	8.6% 6.7%
5 優良な住宅開発の誘導や定住化の促進活動などの住環境の整備について	41.6%				47.1%	5.7% 5.6%
24 伝統芸能、文化の継承、ふるさとの祭りなどの地域素材を活用した学習の推進について	40.6%				48.5%	4.5% 6.4%
62 各総合支所などの空きスペースの有効活用について	39.2%				47.4%	4.7% 8.6%
9 建物の形態や色彩、商業施設の看板や色彩などの統一感ある街並み景観形成の指導について	38.6%				47.5%	9.4% 4.5%
31 文化財の保護と活用を図る人材の育成や伝統芸能の後継者育成などについて	37.4%				50.8%	5.0% 6.8%
30 価値の高い文化遺産の保存、活用や文化交流の場としての施設の充実について	37.0%				50.4%	5.2% 7.4%
26 生涯学習社会を推進するための拠点機能を備えた生涯学習施設の整備について	36.6%				51.5%	4.8% 7.1%
27 生涯にわたって知識や技術を習得するための講座や研修会などの学習機会について	36.6%				50.6%	5.5% 7.4%
59 地域や学校、家庭、職場などあらゆる分野での人権啓発活動や人権教育活動について	34.4%				52.9%	4.7% 7.9%
8 花壇づくりや花の拠点づくり推進活動について	33.6%				53.0%	8.6% 4.8%
28 市民が交流し健康づくり、体カづくりができる様々なスポーツの普及や大会などの開催について	33.6%				52.4%	7.8% 6.3%
32 青少年の交流のためのホームステイや語学研修、外国青年招集などの国際交流活動について	33.3%				53.4%	6.1% 7.2%
55 市民ニーズにあった公開講座の開設など、教養の向上と生涯学習の推進について	31.6%				56.3%	5.2% 6.9%
58 ワークショップやフォーラム、市政懇談会などの市政に参加しやすい環境整備について	31.4%				57.0%	5.7% 5.9%
28 伝統的地引き網などの活用による観光と連携した活性化について	31.0%				53.7%	8.3% 7.1%
29 各種スポーツの団体や指導者の育成、スポーツ教室などの開催について	29.2%				56.4%	7.8% 6.7%
57 地域内住民と関係団体が行うコミュニティ活動や地域づくり活動について	28.7%				60.7%	3.9% 6.6%
11 ホームページなどの使いやすさや電子申請の行政手続について	28.7%				58.1%	7.2% 6.0%
6 公営住宅の維持管理や整備について	26.8%				59.4%	7.0% 6.8%
60 男女共同参画社会の実現のための講演会や講座、啓発活動などの推進について	24.9%				58.7%	7.7% 8.7%
33 地域活性化のための「グレン・ミラー音楽祭」の活動について	24.1%				55.7%	13.8% 6.4%

■：重要派 ■：普通 ■：重要でない派 ■：無回答

資料

条例・規程

計画策定の経過

計画策定の体制

諮問・答申

策定審議会委員名簿

主な個別計画

市民アンケート結果

基本構想

## 8. 基本構想

### 第1章 基本構想の目的

基本構想は、玉名市のまちづくりに対するビジョンを示すとともに、達成に向けての基本方針を明らかにするものです。これから進められる計画及び諸施策は、すべてこの基本構想に基づいて実施されます。

### 第2章 基本理念

基本理念とは、将来像の実現に向けた基本的な姿勢をいいます。  
玉名市では今後10年間の基本理念を次のように定めます。

#### 「信頼と勇気ある改革」

合併により新しい玉名市が誕生し、これからもずっと住み続けたいと思う魅力ある玉名を目指すとともに、市民と行政が信頼の絆を深め、市民の創意工夫により地域社会を築く、市民が主役のまちづくりを進めていきます。

一方、これからの市民と行政のあり方として、行政が、これから迎えようとする時代の流れや厳しい財政状況に的確に対応した行政運営、行政改革が求められていると同時に、市民一人ひとりが、思いやりと助けあいの精神をはぐくみ、地域や家庭の課題は自らの問題として自ら解決するという、積極的な姿勢が求められています。

このため、市民と行政、家庭と地域、企業と行政、あるいは家庭と地域と学校など、互いの信頼関係と連携を基軸として、市民全体が目標を一つにして立ち向かう気概を持つとともに、勇気ある改革が求められます。

この「信頼と勇気ある改革」を基本理念として掲げ、新しい玉名市として確固たる信念を抱き、県北をリードする都市づくりにまい進していきます。

### 第3章 将来像（都市像）

玉名市の将来像を次のように定めます。

#### 「人と自然がひびきあう 県北の都 玉名」

玉名市民が豊かな自然を舞台にして、ひびきあう様子をいいます。ひびきあうにはこだまする（にぎわい、活気がある）、伝わる（伝統・文化が次世代に継承される）、影響しあう（市民が相互研さんし合い資質向上する）という意味があります。

県北の都とは、県北の拠点都市玉名そのものを示しています。

都とは、情緒豊かで誰もが住みたい、住みつづけたいと思う快適で暮らしよい場所、人々でにぎわい、人とものがいきいきと交流する自立都市・拠点都市をあらわします。

県北の都 玉名は、このように、県北の経済や文教の中心都市としてにぎわい、地方分権時代をリードするまちづくりを目指します。

玉名市は、「信頼と勇気ある改革」を基本理念とし、「人と自然がひびきあう県北の都 玉名」の実現に向けて、次の3つの施策の展開を図ります。

## ●人と人、人と自然がふれあう交流の都づくり

玉名市は、有明海、菊池川、小岱山及び金峰山系の山々などの豊かな自然に恵まれています。なかでも、菊池川は古代より貿易港としての役割を担う水運で、経済交流、文化交流の拠点として繁栄を極めました。

今日では、さまざまな自然とのふれあいを通じて市民による地域コミュニティ活動が盛んに行われ、今後もより一層の活動が期待されています。

さらに、九州新幹線新玉名駅（仮称）の開業により鉄道、道路等の交通利便性が高まることで、多くの人々が訪れ、にぎわいと活気が創出されることが期待されます。

このように、人と人、人と自然がふれあい、活力を生み出す「交流の都」づくりを進めます。

## ●市民がいきいきと輝き、安心して暮らせる快適な都づくり

玉名市は、豊かな自然に恵まれ、住む人々によりはぐくまれてきた地域の歴史・文化があります。今後も、地域に誇りを持ち、人や自然への思いやりを大切にするとともに、地域の伝統や文化をしっかりと守り、はぐくみ、後世に受け継いでいきます。

また、これからの時代においては、すべてのひとにやさしいユニバーサルデザイン<sup>(※)</sup>を取り入れたまちづくりや、環境保全、少子・高齢化、子育て、防犯・防災などの意識を高め、安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

このように、環境にやさしく、子どもからお年寄りまで元気で、いきいきと暮らせる「快適な都」づくりを進めます。

## ●市民の積極的な参加により、まちづくりを進める自立した都づくり

これからの玉名市においては、市民一人ひとり人が主体的に学び・行動することができる生涯学習を進めるとともに、市民と地域の信頼関係と連携のもと、地域コミュニティの輪を広げたまちづくりが求められています。

また、行政においては、限られた財源のなかで、健全な財政運営を図りながら、魅力あるまちづくりを推進する必要があります。

このように、自己決定・自己責任において市民によるまちづくりと的確な行財政基盤の強化により、「自立した都」づくりを進めます。

第4章

基本施策

この基本施策は、将来の都市像を実現するために実施する6つの施策を体系化したものです。

基本理念

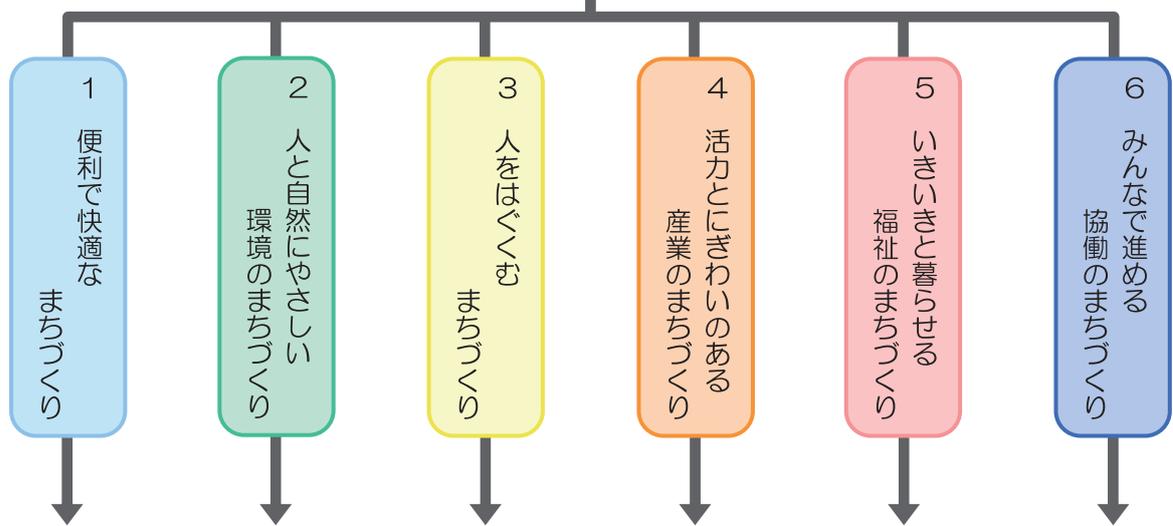
「信頼と勇気ある改革」

将来像

「人と自然がひびきあう 県北の都 玉名」

交流の都      快適な都      自立した都

基本目標



主要施策

- |  |   |  |   |  |  |
|--|---|--|---|--|--|
| (1) 道路交通体系の整備<br>(2) 公共交通の充実<br>(3) 魅力ある住環境の整備<br>(4) 公園・緑地等の整備<br>(5) まちなみの景観形成<br>(6) 情報・通信基盤の整備 | (1) 自然環境の保全<br>(2) 環境保全への意識啓発<br>(3) 新エネルギーの導入<br>(4) 上水道・下水道の整備促進<br>(5) 安心安全なまちづくり<br>(6) ごみ・し尿処理と再資源化の推進 | (1) 学校教育の充実<br>(2) 社会教育の充実<br>(3) 社会教育の充実<br>(4) 文化・芸術の振興<br>(5) 国際交流の推進<br>(6) 「音楽の都 玉名」まちづくり | (1) 農林業の振興<br>(2) 水産業の振興<br>(3) 製造業・工業の振興<br>(4) 商業の振興<br>(5) 観光の振興 | (1) 保健医療体制の充実<br>(2) 保健活動の推進<br>(3) 社会福祉の充実<br>(4) 社会保障の充実<br>(5) 大学を活かしたまちづくり | (1) 協働のまちづくり<br>(2) 人権啓発の推進<br>(3) 男女共同参画社会の推進<br>(4) 情報公開の推進<br>(5) 行財政運営の効率化 |
|--|---|--|---|--|--|

## 基本目標 1 便利で快適なまちづくり

広域幹線道路や地域間を結ぶ道路網の整備、公共交通機関等の整備を進め、市民にとって安全で高速性と連結性を満たした利便性の高い交通体系の実現に努めます。

また、良好な住宅の供給や住環境の形成を推進し、定住化や多様な世代間の交流の場の提供に取り組むとともに、公園・緑地などの整備を推進し、生活環境の整った安全で暮らしやすいまちの実現を目指します。

さらに、近年の情報技術の発達に対応して、高速通信のネットワーク化を積極的に取り組み、便利で快適な社会基盤の整ったまちづくりを進めます。

### (1) 道路交通体系の整備

国道 208 号玉名バイパスの整備推進については、全線開通に向けて、地区住民や市民、行政が一体となり全力で取り組みます。

市民の交通利便性の向上を目指して、交通結節点へのアクセス道路や広域幹線道路である国道、県道の整備とともに、中心市街地を中心とする内環状線とその外環状線ともいえる、都市計画道路と市域内幹線道路のネットワークの整備を推進します。

特に、新市となり市域の一体的な推進を図るため、中心市街地まで、市域内のどこからでも 15 分以内で到達できる「15 分構想」を推進します。

また、有明海沿岸道路（Ⅱ期）計画の熊本市～大牟田市間については、継続して早期着工を要望します。

### (2) 公共交通の充実

九州新幹線の全線開業により福岡圏域まで 30 分圏内となり、生活圈や経済圏域が拡大されます。このため、その拠点となる約 4ha の新駅周辺の整備を開業までに完了し、JR 玉名駅とのアクセスや広域バス路線網の整備、観光バス、レンタカーなどの新幹線と連動した二次交通の整備を行い、新幹線利用者の利便性を確保します。

路線バスは、コミュニティバス導入など費用対効果も検討しながら、誰でも利用できる利便性の高い路線バスの再編、改革に取り組みます。

### (3) 魅力ある住環境の整備

住まいは、極めて重要な生活基盤であると同時に、健康や家族をはぐくむかけがえのない生活空間です。誰もが安心して生活できる住環境整備の実現を図るとともに、本市の均衡ある発展を目指し、九州新幹線開業や本市の魅力を最大限活かした定住の促進に努めます。

また、既存公営住宅の改築・改善を計画的に進めるとともに、長寿社会に対応した、シルバーハウジングなどの、高齢者から子どもまで多様な世代が居住し交流できる住環境づくりを推進します。

整備にあたっては、ユニバーサルデザインや省エネルギーに配慮した質の高い住宅の供給に努めます。

### (4) 公園・緑地等の整備

公園・緑地は、都市に潤いをもたらし、余暇活動やスポーツなど市民の憩いの空間であるとともに、安全快適な都市環境を形成するうえで重要な役割を担っています。

このため、公園、緑地などの整備推進と適正配置に努めるとともに、潤いある空間づくりを目指した「花の都 玉名」づくりを進めます。

### (5) まちなみの景観形成

潤いある自然景観や周囲と調和したまちなみ景観は、市民生活に安心感とやすらぎをもたらし、訪れる人々の心をなごませてくれるとともに、街なかのにぎわい創出につながります。

このため、魅力あるまちなみ景観形成に向けた市民意識の高揚を図るとともに、景観形成基準の設定なども視野に入れた「景観のよいまちづくり」を推進します。

### (6) 情報・通信基盤の整備

公共機関や施設間を結ぶ高度情報通信網のネットワーク化を推進するとともに、産業や保健・医療・福祉分野、災害、観光、交通情報など多面的な情報サービスの提供や、予約や申請のオンライン化など利便性の高い行政サービスの提供に努めます。

また、携帯電話によるインターネットの利用など進展する情報通信技術を活用することでサービスの向上を図るとともに、個人情報保護や情報通信の安全性の確保に努めます。

## 基本目標2 人と自然にやさしい環境のまちづくり

有明海、菊池川、小岱山及び金峰山系の山々などの豊かな自然は本市の特徴の一つであり、このかけがえのない財産を守り、後世に引き継ぐため、社会全体の連携した取組により循環型社会を構築し、人と自然にやさしい快適な生活環境づくりを目指します。

また、消防や交通安全、防災等においても施設整備や体制強化などを積極的に推進します。

### (1) 自然環境の保全

かけがえのない豊かな自然を市民の財産として後世に残していくため、林地開発の開発監視体制のシステムづくりや、有明海の環境変化に対する調査研究など治山・治水事業や河川や海域の水質浄化を図ります。

また、菊池川流域の9市町による菊池川流域同盟の環境保全活動を核として、イベントなどへの「参加者3倍増計画」に取り組み、美しく親しみのもてる自然環境の保全に努め、「環境の先進地、環境立都 玉名」として全国へ情報発信していきます。

### (2) 環境保全への意識啓発

市民一人一人の意識と活動によって環境にやさしいまちづくりを推進します。

さらに、市民全体の取組として発展できるように、環境学習や学校教育と連携した子どもへの環境教育、リサイクル活動、企業のISO14001の認証取得の促進などを通して、市民や企業などに向けた環境問題の啓発を推進します。

また、地球温暖化防止や土壌、大気、水質等の汚染汚濁に対する監視体制の強化など環境保全に重点を置いた事業展開に取り組みます。

### (3) 新エネルギーの導入

地球温暖化対策として、また、増大するエネルギー消費対策として、二酸化炭素の排出が少ない新エネルギーへの転換を推進します。

新エネルギーの先進市として、市民一人一人が地球温暖化防止の認識を深め、行動を起こしていけるよう取り組みます。

具体的には、環境負荷の小さい太陽、風力、バイオマスエネルギーなどの導入について検討するとともに、子どもへの新エネルギー教室など市民への普及啓発や、太陽光発電に対する設置支援を検討するなど、市民や事業者による新エネルギーの導入に結びつくよう努めます。

#### (4) 上水道・下水道の整備促進

本市の上水道については、安全で良質な水を安定して供給するために、水源の確保と有効利用に努めます。

また、給水区域の拡張を行い、給水施設の整備と効率化を推進します。

下水道については、生活環境や公共衛生の向上、浸水の防止及び海や川などの公共用水域の水質保全に向けて、公共下水道、農業集落排水、浄化槽の各事業により地域の実情に適した整備を進めます。

#### (5) 安心安全なまちづくり

防災意識の高揚を図るとともに、地域防災計画に基づき、災害予防・災害応急・災害復旧などの対策に万全を期し、消防防災施設の資材や機材の整備と人材の育成を図るとともに自主防災組織等の充実・強化に努めます。

また、交通安全思想の徹底を図りつつ、自主防犯活動に対する支援を推進し、防犯に関する啓発活動と防犯体制の充実・強化に取り組みます。

#### (6) ごみ・し尿処理と再資源化の推進

ごみの3Rであるリデュース（ごみの抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）を基本に、循環型社会システムの構築を目指します。

ごみについては、減量化、分別収集の徹底、不法投棄の防止、環境美化等を推進します。

また、し尿処理については、有明広域行政事務組合との連携した施設の整備を図るとともに、汚泥の肥料化を図ります。

### 基本目標3 人をはぐくむまちづくり

生涯における人間形成の基本となる学校教育や社会教育、社会体育の充実を図るとともに、家庭教育の重要性を再確認し、次代を担う子どもたちの健全な育成を図ります。

また、文化・芸能、芸術の振興については、貴重な歴史的文化的遺産の保存と継承を図りながら、新たな文化の創造に努めます。

さらに、国際交流を推進し、国際感覚が備わった人材を育成します。

また、市域内に音楽があふれる、「音楽の都 玉名」づくりを推進します。

#### (1) 学校教育の充実

学校教育は、生涯における人間形成の基本となり、道徳観や学力などの基礎を着実に身につけるとともに、思いやりと責任感あふれる心豊かな人間性をはぐくむ場です。このため、子ども一人一人の個性を大切に、生きる力を身につけ、国際化、情報化など社会の変化に対応できる子どもの育成に努めるとともに、地域に根ざした学校づくりを推進します。

家庭教育について、その重要性を再認識し、社会教育と連携し推進を図ります。

子どもの通学や校内での安全性の確保に努め、いじめや不登校など心の問題に対し細心の配慮をします。

教育施設の計画的な整備を図り、耐震診断など子どもへの安全性の確保に努めます。

また、国県等が推進する中高一貫教育の導入についても、柔軟に対応した小中学校教育のあり方を検討します。

### (2) 社会教育の充実

高齢社会を迎え、余暇時間の増大、価値観の多様化に対応するため、生涯学習の環境整備を図り、豊かな人間形成と生きがいのある学習機会の提供に努めます。

また、核家族化にともない、家庭内での育児や介護、道徳観の育成、郷土文化の継承など、家庭の本来持つ機能が低下しており、こうした家庭や家庭教育の役割を見つめなおすことの重要性について意識啓発を行うとともに、学校や家庭、地域が一体となり、社会教育推進体制の充実に努め、家庭における親子のきずなの形成や、基本的生活習慣の習得など、地域や家庭の教育環境の向上を目指します。

### (3) 社会体育の充実

市民の健康と体力づくりを目指し、競技スポーツの推進とともに誰でも気軽に参加できる生涯スポーツを振興します。

また、各種スポーツ団体や体育指導者を育成するとともに、拠点施設の整備充実に努めます。

### (4) 文化・芸術の振興

貴重な文化遺産の保護と継承に努めるとともに、観光振興の観点も取り入れた多面的な事業の推進を図ります。

また、市民が文化に触れたり、身近に文化活動に参加する機会を増やし、郷土の歴史や文化・芸能、芸術に対する理解と愛着心をはぐくむとともに、後継者の育成を図ります。

### (5) 国際交流の推進

国際化時代に対応するため、市民が豊かな国際感覚と国際的視野を身に付けられるよう、諸外国との交流や海外研修の充実に努めます。現在、締結を行っている姉妹都市、友好都市との交流・協力の輪をさらに広げ、文化、スポーツ、経済など様々な分野での交流を推進します。

### (6) 「音楽の都 玉名」づくり

本市における音楽活動は、非常に盛んで高いレベルにあります。特にグレン・ミラー音楽祭は、全国でも唯一、玉名市だけがグレン・ミラーの名称を使用して開催できる音楽祭です。この音楽祭を核として、いつでもどこでも音楽が流れる、音楽にあふれた、「音楽の都 玉名」づくりを展開します。

## 基本目標4 活力とにぎわいのある産業のまちづくり

本市の主要産業である農林水産業や商工業、観光業などの振興を促進するとともに、新しい産業の育成、新たな企業の誘致により地域の活力を伸ばします。

また、これらの産業の振興がまちのにぎわいにつながるための施策を推進し、地域に貢献する企業を育成・支援するとともに、安定した雇用の確保に努めます。

さらに、地域資源を活かした広域的な観光施策を展開します。

### (1) 農林業の振興

農業においては、安全で安心な農産物の提供とともに、「玉名ブランド」の確立、生産性の向上の実現、農産物加工品づくりを促進します。

農業基盤整備を推進し、環境負荷の少ない自然循環型農業を基本とした若者から高齢者・女性まで営農意欲が高まり、観光産業との連携も強化した多様な農業を進めます。

また、水源かん養など多様な森林機能の保全と放置林の再自然化を進め、木材の利用・活用を促進する林業を推進します。

## (2) 水産業の振興

有明海や菊池川の豊かな自然と恵みを活かし、漁場環境の保全と効率的な生産体制の整備を進めます。

また、他の産業や関係機関団体との連携により、観光産業としての新しい水産業の創出も図ります。

## (3) 製造業・工業の振興

製造業・工業の振興は、市民の雇用の確保と創出を図る上で重要な役割を果たすことから、広域交通ネットワークの整備を推進し、また、工業団地の整備により誘致拠点としての有利性を確保し、優良な企業の誘致活動を推進するとともに地場企業の育成を推進します。

## (4) 商業の振興

商業においては、郊外のロードサイド店や大型店への客層の流出に対応するため、個々の商店や商店街の魅力アップだけではなく、まちづくりとしての理念を基に、観光産業などの他業種や関係機関と連携を図ります。

さらに、インターネットを利用した販路の全国展開など、時代に応じた商業の振興に向けた取組への支援を行います。

また、国県等の支援策を利用して、市街地に点在する空店舗や空地の再生と有効利用を図るなど、早急な活性化策に取り組みます。

## (5) 観光の振興

観光については、豊富で魅力ある観光資源を最大限に活かすとともに、九州新幹線全線開業を絶好の機会とし、広域的観光施策を展開するほか、国際観光も視野に入れ関係機関との連携による振興策を推進します。

特に、観光振興の核となる温泉街の振興は、玉名温泉活性化ビジョンを柱とした活性化策を展開するとともに、豊かな歴史、自然及び地域の伝統や文化を活かした新たな観光素材の発掘にも取り組みます。

## 基本目標5 いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

乳幼児期から高齢期までの市民の生活を総合的に支援するための保健や医療、社会福祉、社会保障の充実やユニバーサルデザインの推進など、すべての市民が健康で安心していきいきと暮らせる先進的な福祉のまちづくりを目指します。その実現にあたり、九州看護福祉大学との積極的な連携による人材の育成に努めます。

また、少子高齢化への対応については、子どもや高齢者、障害者などに対して、地域で支えあう環境づくりを推進します。

### (1) 保健医療体制の充実

保健と医療については、医療施設の機能分担を図り、救急医療体制と円滑な災害時の医療体制を整備します。

また、個々の疾病に応じた医療対策と、保健・医療・福祉の体制づくりに取り組むとともに相互の連携強化に努めます。

### (2) 保健活動の推進

乳幼児から高齢期までのすべての世代に向けて、自分の健康は自分で守るという自己管理意識の高揚を図るとともに、各ライフステージに適した保健活動や健康教育、相談活動、介護予防などの取組を推進します。

### (3) 社会福祉の充実

社会福祉においては、延長保育や放課後児童健全育成、職場内保育など保育体制の充実を図るとともに、地域子育て支援センターを拠点とした支援グループの育成、及びファミリーサポートセンターの設置などを推進します。

また、元気な高齢者がいきいきと暮らせるように、まちづくり活動などへの社会参加を促進するとともに、介護を要する高齢者への個々人に対応した介護支援を推進します。

障害者等に対しては、自立を目指した多様な支援に努めます。

九州看護福祉大学との連携による研究開発や人材育成を推進するとともに、地域で支えあう体制づくりを支援し、すべての人にやさしいまちづくりの実現に向けたユニバーサルデザインの推進を図ります。

### (4) 社会保障の充実

社会保障については、介護保険業務の円滑化を図り、市民ニーズに的確に対応します。

また、国民健康保険と国民年金制度に対する市民への理解と普及・啓発に努め、制度の健全な運営とともに、国民年金加入者の受給権の確保に努めます。

低所得者等においては、生活指導相談体制を充実し、多様化する個別事情に適切に対応します。

### (5) 大学を活かしたまちづくり

先進性のある福祉事業やまちづくり活動を総合的に推進するため、九州看護福祉大学などと連携し、専門性を活かした共同の研究システムの構築や学生の若々しい独創性のあるアイデアを活かしたまちづくりに取り組みます。

## 基本目標6 みんなで進める協働のまちづくり

本市の行財政運営の効率化に努め、今後も増加すると予測される多様な市民ニーズに柔軟に対応できる体制を整備します。

また、情報公開や市民参加等を通して、市民にとって行政を身近に感じることのできるまちづくりを目指します。

さらに、行政施策だけでなく、各地域やボランティア団体等における市民同士の信頼を深め、自主的な地域運営を確立し、市民主体のまちづくりを目指します。

### (1) 協働のまちづくり

市政やまちづくり活動において、市民参加は不可欠であることから、玉名21の星事業の積極的な推進をはじめ、市民がまちづくり活動に気軽に参加できる仕組みづくりに取り組みます。

また、団体等の活動やコミュニティづくりを支援するとともに、ボランティアリーダーなど人材育成に努めます。

### (2) 人権啓発の推進

基本的人権を尊重する社会実現を目指して、学校教育や社会教育などのあらゆる場面において、様々な人権問題への啓発に取り組み、明るいまちづくりを進めます。

### (3) 男女共同参画社会の推進

社会のあらゆる分野において、性別にかかわらず平等に社会参画できる社会づくりを推進します。

#### (4) 情報公開の推進

市民に分かりやすく開かれた行政運営を目指して、広報・広聴活動と適切な情報公開を推進します。

#### (5) 行財政運営の効率化

行財政運営においては、組織機構の見直しや事務の効率化、情報化の推進など計画的で効率的な運営に努めます。特に行政改革については、行政改革大綱の策定を通し、本構想の基本理念である「信頼と勇気ある改革」の実現を目指します。

また、財政基盤の強化のため、自主財源の確保に努めるとともに、施策の効率的な執行と、適切な進行管理を実施し、その必要性や成果を客観的に評価する仕組みづくりに取り組みます。

また、職員の適正な定員管理と研修計画を策定し、資質の向上を図ります。

広域行政については、歴史的・文化的なかかわり合いや、住民や行政同士の連携が深い有明広域圏を中心に、行政運営の広域化に向けて継続して取り組みます。

## 第5章 目標人口と土地利用

### (1) 目標人口

玉名市の人口の推移を見ると、平成17年の国勢調査人口が71,851人となっており、平成12年から減少しています。

また、平成12年と平成17年の国勢調査人口をもとに、平成28年の人口を推計すると、70,500人程度となります。

本市は、九州新幹線全線開業による交通拠点機能向上の効果を活用し、駅周辺の整備や企業誘致の促進などの都市機能の充実を図るとともに、住環境の整備や子育て支援の充実などによる定住化の促進、広域観光の推進などに取り組み、魅力あるまちづくりを推進します。

こうした積極的なまちづくりを通して増加する政策人口を4,000人程度と設定し、「第1次玉名市総合計画」において、目標年次である平成28年の目標人口を75,000人とします。

### (2) 土地利用

ゾーン		土地利用の方針
市街地ゾーン	住宅、商業、サービス業、教育・文化、業務等の都市的機能の整備を重点的に進めるゾーン	主要な交通結節点であるJR鹿児島本線玉名駅及び九州新幹線新玉名駅（仮称）の周辺地域では、アクセス道路の整備をはじめ、流通、商工業、サービス業等を中心とした立地の誘導を図ります。
田園ゾーン	基幹産業である農業の振興を重点的に進めるゾーン	合理化、高度化、共同化等を積極的に進め、九州縦貫自動車道インターチェンジを活用し、農産品の流通拡大に努めます。 また、豊かな地域資源を活かしてグリーンツーリズム等の体験交流による農業の振興を図ります。
中山間ゾーン	森林の多面的機能を活かした保全と整備及び中山間地域の農業振興を重点的に進めるゾーン	山地災害防止や水源かん養、多様な生物の保全、生活文化、木材の生産、保養レクリエーションなど、森林の多面的な機能の保全と整備を図ります。 また、集落営農等の生産体制の構築を図り、農業農村の維持発展を促進します。
臨海ゾーン	有明海の自然を活用した水産業及び臨海レクリエーションの振興を進めるゾーン	漁場の保全と整備を進め海苔やアサリ等の水産業の振興を推進します。 さらに、有明海の景観を活かした保養レクリエーションや観光漁業等の振興を図ります。

交通結節点		土地利用の方針
	JR玉名駅周辺（中心市街地）	行政、商業機能の集積する中心市街地の利便性を市民が活用できるように、また、市内及び周辺地域との交流を促進するよう、JR鹿児島本線、国道208号などの利便性を活かします。
	新幹線新玉名駅周辺	新幹線新玉名駅の開業に合わせ、交通結節機能の充実や周辺市街地の整備を図り、新たな都市拠点の創出を図ります。

◆ 土地利用方針図 ◆

